中小企業庁 御中

意見書

2014年8月18日

NPO 寄付への税額控除処理を、確定申告だけではなく、年末調整 においてもできるようにして頂きたい

【確定申告をする人は、源泉徴収される人よりも少ない】

- ・現在、税額控除を得るには、寄付者は確定申告をせねばなりません
- ・しかし企業等勤務者は、通常は確定申告を行わず、雇用事業者が源泉徴収事 務を行います
- ・それがゆえに、わざわざ確定申告を行わなければ税額控除のメリットを得られず、寄付のインセンティブが働きません
- ・源泉徴収による納税者は平成 22 年度において、給与所得者の 82.5%を占め、 その数は 3755 万人にものぼります
- ・一方で確定申告者は 2315 万人で、源泉徴収者数が確定申告者数を大きく上回ります (出典: 国税庁 平成 23 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について)

【寄付市場が 2.6 倍に】

・現在、確定申告をする人しかメリットの感じにくい税額控除の仕組み。これが、年末調整によって可能になり、源泉徴収をされる人達(つまりは企業等勤務者)にも広がることで、寄付者数は 2.6 倍に広がります。これは寄付市場が 2.6 倍になることに繋がります

【課題は経済団体】

- ・寄付控除事務を年末調整によって可能にすることは、企業負担を若干増すことに繋がります
- ・過去、経済団体等の反対があったそうです
- ・しかし、事務負担の増加以上に、寄付額の増加による社会的課題解決の進展 の方が国益となると考え、企業や経済団体への理解を求め、実現していきたい と思います

【ふるさと納税の制度改正の流れ】

- ・政府は「ふるさと納税」制度を、2015年度から拡充する検討に入りました。税金が軽減される寄付の上限額を現在の2倍に引き上げ、手続きも簡素化して、年末に決定する15年度税制改正に盛り込む方針であるそうです
- ・政府内でも「年末調整を活用できないか」という声もあるそうです
- ・ふるさと納税と、軌を一にして、NPO 寄付制度においても改善を行っては如何でしょうか

【経産省・中小企業庁にして頂きたいこと】

・経済団体に大きく影響力のある経産省・中企庁にご協力を頂き、産業界において 対象の 対象形成して 参りたいと思います

以上

NPO 法人 Etic. 代表理事 宮城治男 NPO 法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事 岡本拓也 認定 NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎弘樹